



新年度に向けて 口座振替の内容を再確認しましょう

新年度に向けて、口座振替している市税や保育料などの登録口座の確認をお願いします。特に市税は土地・建物の登記内容や住んでいる自治体が変わることで口座振替が停止してしまうことがあります。うっかり納期限を忘れて延滞金が発生するようなことがないよう、口座振替をご活用ください。

口座振替はキャッシュレス納付 納付書・納付手続きも不要です

市税に関してはQRコードが納付書に印字されるようになったことから、納付方法が増えました。キャッシュレス納付なら、納付書とスマートフォンなどのインターネット環境があればいつでもどこでも納付できます。

口座振替は一度申し込みてしまえば納付書も必要ない、究極のキャッシュレス納付と言えます。納期限に合わせて市が口座から振り替えますので、納期限ごとの納付手続きも不要です。納付状況は通帳で確認できますので領収書を保管しておく必要もありません。

ぜひ、ご自身の生活に合った納付方法で期限内の納付をお願いします。

新年度に向けて 1月1日は税にとっても大切な日

固定資産税と市民税・県民税の賦課期日は毎年1月1日です。今年1月1日に市内の土地・建物の登記名義人だった人、1月1日に八千代市で住民登録されていた人は納税義務者となり、8年度に八千代市へ納付することとなります。

年度の途中で登記を変更したり、市外へ転

出したたりと状況に変更があっても、8年度中の納税義務者であることは変わりません。

口座振替の登録内容をご確認ください

口座振替の登録には最短でも1か月かかります。納税通知書が届いてから変更手続きをすると、1期からの振替には間に合いません。今のうちに登録口座の確認をお願いします。

新年度から口座振替を止めて納付書を使った納付に切り替える人は、口座振替を停止して納付書を発行する手続きをしますので納税課にご連絡ください。

口座振替の申し込みはお早めに

口座振替を開始するには金融機関の承認が必要で時間がかかるため、日数の余裕をもって申し込むようにしてください。8年度固定資産税・都市計画税1期（納期限4月末）の口座振替の申し込みは2月末までにお願いします。また、保育料などに関しても口座振替が始まるまでの間は納付書での納付が必要になります。早めの申し込みをお願いします。

■口座振替の申し込み方法

金融機関によって申し込みできる方法が異



▲口座振替の
申請方法等



▲Web口座振替受付サービス

なります。また、申し込みの方法によって口座振替開始までの最短日数が異なります。市ホームページでご確認ください。

①銀行印を持って金融機関へ

口座振替依頼書に記入し提出してください。口座振替依頼書は市内の金融機関窓口のほか、支所・連絡所、市役所にも置いてあります。

②キャッシュカードと身分の確認ができるものを持って支所、市役所へ

口座名義人本人がキャッシュカードと身分の確認ができるものを持って手続きしてください。代理の申し込みはできません。キャッシュカードの磁気部分を機械で読み取りますので、IC専用キャッシュカードや磁気が弱くて読み取れないカードでは申し込みができません。ご注意ください。

③インターネットから

市ホームページから申し込みができます。金融機関によって必要な入力項目が異なりますので、確認してから申し込みをお願いします。

■口座を変更したいときは

再度口座振替の登録をお願いします。納税義務者の税目ごとに1つだけ口座が登録できるため、新たに申し込みされた口座に上書きされ、変更されます。

■口座振替を停止したいときは

納税課へご連絡ください。



納期限を忘れてしまう人へ

市LINE公式アカウントで納期限の1週間前を目安にお知らせしています。
ぜひご登録ください。



この特集のお問い合わせは、
納税課 421-6726へ

広告

広告